

芦屋市条例第 1 1 号

芦屋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

芦屋市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 2 4 年芦屋市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（園路及び広場） 第 2 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（法第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) （略） (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第 1 1 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 2 2 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」とい	（園路及び広場） 第 2 条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等（法第 2 条第 1 号に規定する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成 1 8 年政令第 3 7 9 号。以下「令」という。）第 3 条第 1 号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。 (1)～(5) （略） (6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第 1 1 条第 2 号に規定する点状ブロック等及び令第 2 1 条第 2 項第 1 号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」とい

改正後	改正前
う。) 其他の高齡者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)	う。) 其他の高齡者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。 (7) (略)

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。